

資料 3- (1) 1 条校以外の学校の全国高校総体参加について

1 経 費

大会参加等経費は各都道府県高体連の判断に委ねる。

(対等の立場で参加させるのが原則である。従って所要の経費は負担をする)

2 登録及び記録の公認

(1) 各競技の記録の公認には競技団体への登録が最低条件であり、各競技団体へ登録すること。

(2) 総体参加の選手登録(個人・団体)は、各競技団体と高体連専門部との判断に委ねる。

(3) 総体は高体連主催であり、大会記録は認める。

(4) 他の記録の扱いに関しては各競技団体及び高体連専門部と協議する。

3 参加資格審査基準

(1) 審査基準は参加の「特例」及び「別途に定める規定」を遵守すること。

(2) 資格審査は各都道府県高体連で行う。問題が生じた場合は、総体検討小委員会において判断する。(参加希望校との事前の十分な話し合いを持つこと)

(3) 1 条校の高等学校についての各都道府県高体連への加盟は学校設置者及び校長の判断によるが、加盟を取り消した場合は参加を認めない。(未加盟での大会参加は特例である)

(4) 高等学校では全国大会への参加は年 2 回程度とする。

未加盟校も大会日程等十分考慮した上で参加すること。

(5) 高等専門学校については 3 学年までの年齢は平成__年 4 月 2 日以降に生まれたものとする。

(同一学年での参加は同一種目 1 回限り)

4 健康管理

選手の健康管理は、参加校が責任を以て行うべきものであり、最悪の事故も対処できる条件を整えて参加すること。

5 派遣費補助

派遣費補助については、各都道府県高体連は都道府県教育委員会に報告し、理解を得て善処方お願いすること。

6 役員派遣

未加盟校に対する役員派遣依頼については、審判等大会運営に十分協力願える有資格者の派遣について、今後高体連専門部で検討していく。

7 その他

(1) 各都道府県内の大会及びブロック大会については、今後各都道府県高体連及びブロック高体連で検討する。

(2) 選抜等大会については、今後、関係団体と協議していく。